

2021年 5月 12日

No. 541



山田 良平

3分間

税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



消費税総額表示の完全義務化スタート

本年4月1日から消費税の総額表示が完全義務化されました。消費税については、課税事業者が消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。

この総額表示の義務化は平成16年4月にスタートしたのですが、消費税率が5%から8%に引き上げられる際、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間は、「当店の商品は税抜き表示となっています」と説明を記載する等、消費者が商品等を選択する時にわかりやすく認識できる、『現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じている』という条件付きで、税抜き価格表示を認める特例が設けられていました。これは、消費税引き上げに伴い総額表示を一貫して行くと、消費税課税事業者は必然的に短期間で何度も価格表示を変更しなければならなくなり、コストや手間がかかるということに配慮したのですが、この特例が今年3月末で失効したことから、4月以降は再び総額表示が義務付けられることになったわけです。

総額表示義務化の対象となるのは、消費者に対して商品の販売や役務提供を行ういわゆる小売段階の取引のみで、事業者間での取引は対象から外れます。

具体的な表示例は、「11,000円」「11,000(税込)」「11,000(税抜価格10,000円)」「11,000(うち消費税額等1,000円)」「11,000(税抜価格10,000、消費税額等1,000円)」など、支払総額である「11,000円」がはっきり明示されていれば「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。例えば「10,000円(税込11,000円)」でも税込価格が明瞭に表示されていれば総額表示に該当するといえます。

消費税の総額表示は、消費者にとっては、実際に支払う金額が分かりやすくなるというメリットがある一方で、見かけの価格が上がることで値上がりしたような印象を受け、買い控えにつながる可能性も指摘されています。一部では今回の総額表示完全義務化に合わせて値上げに踏み切るケースもあり、企業の経営戦略にも影響を与えそうです。

「No.6902「総額表示」の義務付け(国税庁)については、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6902.htm>